

2総防管第3094号
令和3年1月7日

日本展示会協会 御中

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に向けた都の取組の推進について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、都内の複数の地域や感染経路でクラスターが頻発しており、感染拡大が続いています。また、通常の医療が逼迫する状況はさらに深刻となっています。

こうした中、政府は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象に、令和3年1月8日から令和3年2月7日までを期間として、緊急事態宣言を発出しました。

これを受け、都は、感染拡大を食い止め、感染を減少傾向に転じさせるため、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を発表しました。

都民の皆様には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請するとともに、事業者の皆様には、法第24条第9項に基づき、飲食店等に対する営業時間の短縮要請（営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで）及びイベントの開催制限の厳格化（人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下）を要請し、また、法には基づきませんが、同様の内容について、各種施設に対して協力要請をお願いしているものです。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」を設置しております。合わせまして、関係者の皆様に、周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。